

規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八五

管理職員特別勤務手当に関する規則及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部を改正する規則

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職員特別勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五七〇)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の号給の切替えに関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五五)の一部を次のように改正する。

第二条中「において」の下に「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年埼玉県条例第十号)第四条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。